

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	日本発條株式会社
【英訳名】	NHK SPRING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上村 和久
【本店の所在の場所】	横浜市金沢区福浦三丁目10番地
【電話番号】	横浜(045)786 - 7519
【事務連絡者氏名】	企画管理本部経理部部长 美間 剛
【最寄りの連絡場所】	横浜市金沢区福浦三丁目10番地
【電話番号】	横浜(045)786 - 7519
【事務連絡者氏名】	企画管理本部経理部部长 美間 剛
【縦覧に供する場所】	日本発條株式会社 名古屋支店 (名古屋市名東区上社二丁目249番地) 日本発條株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原三丁目5番24号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月25日開催の当社第104回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案 >

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額5,541,438,550円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として茅本 隆司氏、上村 和久氏、貫名 清彦氏、吉村 秀文氏、佐々木 俊輔氏、

末 啓一郎氏、田中 克子氏、玉越 浩美氏、古川 玲子氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として水谷 直也氏、海老原 一郎氏、山田 祐子氏を選任する。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役補欠者として向 宣明氏を選任する。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

取締役報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とする。

第6号議案 監査役報酬額改定の件

監査役報酬額を年額120百万円以内とする。

< 株主提案 >

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

社外取締役を含む取締役に年額420百万円以内、付与株式数の上限280,000株の

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	2,032,593	368	310	(注)1	可決 99.28
第2号議案 取締役9名選任の件					
茅本 隆司	2,021,706	10,794	771	(注)2	可決 98.75
上村 和久	2,018,216	14,284	771		可決 98.58
貫名 清彦	2,024,980	7,981	310		可決 98.91
吉村 秀文	2,024,839	8,121	310		可決 98.90
佐々木 俊輔	2,025,232	7,729	310		可決 98.92
末 啓一郎	1,817,495	2,774	213,002		可決 88.78
田中 克子	2,022,603	10,358	310		可決 98.79
玉越 浩美	2,030,369	2,592	310		可決 99.17
古川 玲子	2,030,353	2,608	310		可決 99.17
第3号議案 監査役3名選任の件					
水谷 直也	1,744,151	76,115	213,002	(注)2	可決 85.19
海老原 一郎	2,032,505	456	310	(注)2	可決 99.28
山田 祐子	2,032,467	494	310	(注)2	可決 99.28
第4号議案 監査役補欠者1名選任の件			-		
向 宣明	2,032,374	527	310	(注)2	可決 99.27
第5号議案 取締役報酬額改定の件	2,028,828	1,867	2,573	(注)1	可決 99.10
第6号議案 監査役報酬額改定の件	2,029,141	1,557	2,573	(注)1	可決 99.11

< 株主提案 >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬制度承認の件	344,416	1,475,840	213,002	(注)1	否決 16.82

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上